

第1次 いちき串木野市地域福祉計画

令和5年度～令和9年度



誰もが安心して
住み続けたいと思えるまちづくり

【概要版】

いちき串木野市

令和5年3月



計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などを要因とする住民のつながりが希薄化するなど、地域における支え合いの機能が低下することが懸念されると同時に、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといった様々な社会課題や生活課題が取り上げられるようになりました。厚生労働省が提唱する『我が事・丸ごと』地域共生社会を実現するために、地域に暮らす人々と状況に応じて「支えられる側」、「支える側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちをつくっていく必要があります。

本市を取り巻く現状を踏まえつつ、いちき串木野市における「福祉のまちづくり」を一層進めていくため、「第1次いちき串木野市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

計画の性質

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

なお、「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

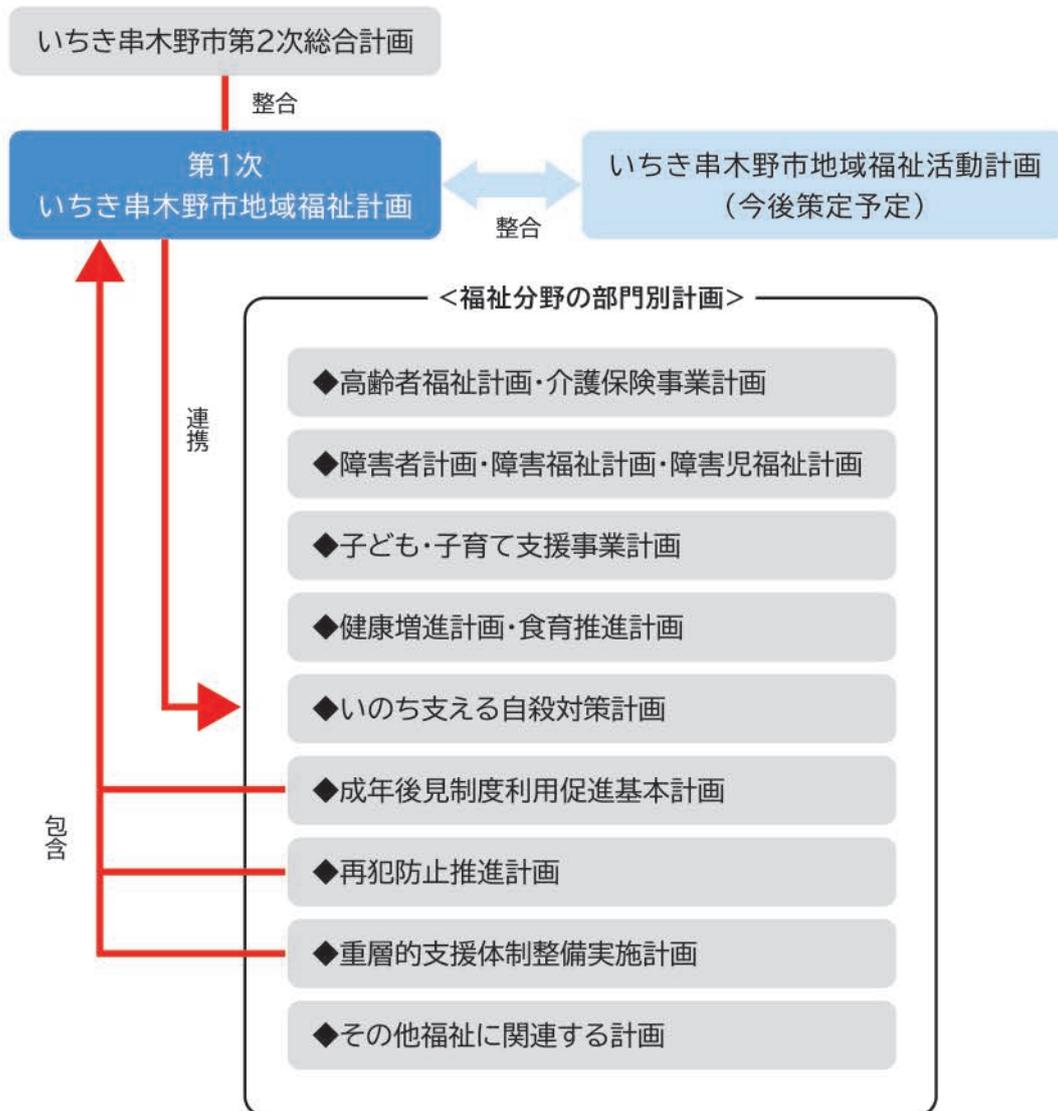
この計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の内容と「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を含むとともに、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、事業計画は本計画に包含し、誰一人取り残さない施策に取組みます。



いちき串木野市の他計画との関係性

本計画はいちき串木野市総合計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。福祉(子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等)に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

■計画の位置づけ■



計画期間

今回策定する本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

基本理念

福祉に関わる法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定め、住み慣れた地域の中で安全・安心に暮らすことができ、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、誰もが安心して自分らしく自立した生活ができる福祉のまちづくりを進めます。

■基本理念■

誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり

計画の基本方針

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下の施策を推進していきます。

基本目標1:地域で支え合う仕組みづくり「地域づくり」

住民一人ひとりが地域福祉について理解し、誰もが地域福祉の担い手であることを認識できるよう、住民の意識啓発を進めるとともに、住民同士がコミュニケーションを取れる機会を充実します。

また、地域活動を支える組織等の育成や、日常生活における困りごとを支え、自立を支援する取組みを推進します。

基本目標2:相談支援体制と地域福祉のネットワークを強化する「包括的相談支援 多機関協働」

地域住民が生活を送る上で困りごとが生じた場合に、必要な福祉サービスの情報が速やかに入手できるよう、また、気軽に相談できるよう、関係機関等との連携のもと、情報提供体制の充実と相談支援体制の充実に取り組めます。

基本目標3:安心して暮らせる地域をつくる

市、住民、地域、事業者といった多様な主体が連携を強化し、支援を必要とする人のSOSを早期に発見し、それぞれの実情に応じた支援につなげるなど、支援が必要な人が地域の中で孤立することなく地域全体で寄り添い、支援を行う環境づくりを促進し、誰もが地域で安心して安全に暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

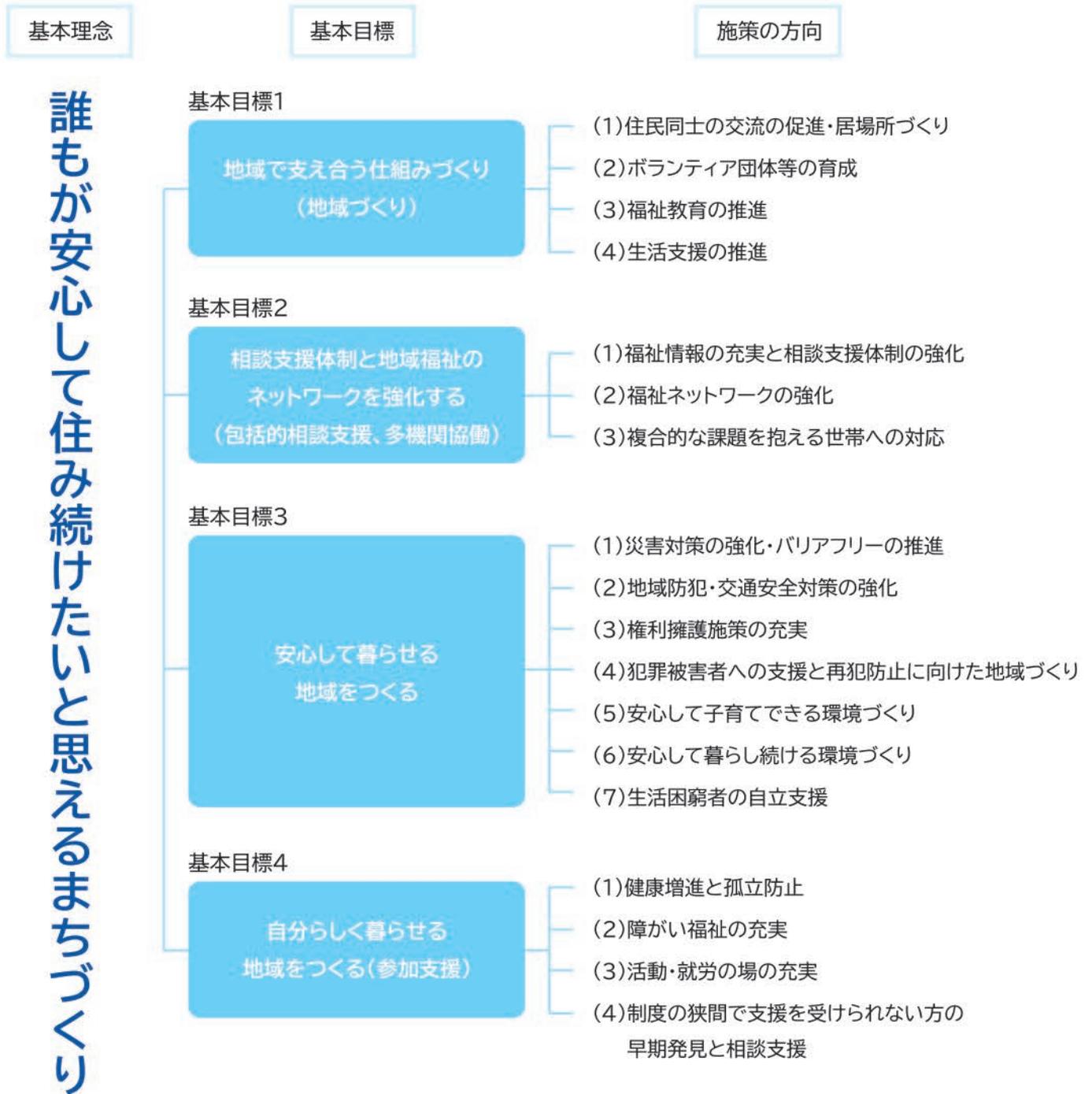
基本目標4:自分らしく暮らせる地域をつくる「参加支援」

子どもや高齢者、障がい者、社会的孤立に陥った方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現するため、支え・支えられる関係が循環し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育み、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築します。

計画の体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下の施策を推進していきます。

■施策体系■



計画策定の背景と目的

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人のために、財産管理や日常生活における契約事務等を代わって行う後見人等を家庭裁判所が選任する成年後見制度の利用促進に向けた施策等を推進するため、本市における基本的な計画を定めるものです。

計画の位置づけ

基本計画は、利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものです。

計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

基本理念

「第1次いちき串木野市地域福祉計画」に掲げる基本理念「誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり」と同一とします。

具体的な施策・事業

1. 地域連携ネットワークと中核機関の整備

- ①成年後見支援センターの設置と地域連携ネットワークの構築／②地域連携ネットワークの具体的な推進／
- ③中核機関の設置・運営

2. 広報・啓発活動の充実

- ①成年後見制度に関する広報・啓発活動の充実／②中核機関の運営

3. 相談体制・支援の検討

- ①司法・福祉の専門職等を含めた支援チームの構築等

4. 成年後見制度の利用促進

- ①担い手の育成と支援／②本人にふさわしい成年後見制度利用に向けた検討・専門的判断／
- ③成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方／④任意後見制度の利用促進

5. 後見人支援及び不正防止に向けた取組み

- ①成年後見支援センターの段階的な整備と機能拡充

計画策定の背景と目的

全国的に再犯者率は上昇傾向が続き、犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つとなっていることから、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる市民理解の促進を図ることで、誰一人取り残されることのない、安全で安心なやさしいまちづくりの推進を図るため、「いちき串木野市再犯防止推進計画」(以下「再犯防止推進計画」という。)を策定します。

計画の位置づけ

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

基本方針

基本方針を次のとおり定め、取組みます。

■再犯防止推進計画の基本方針■

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
- (2) 安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくりの推進
- (3) 立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

計画における取組み

1. 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

①防犯パトロール活動／②LED防犯灯設置事業／③児童・生徒の健全な育成 など

2. 安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくりの推進

①生活困窮者自立支援事業 による居住支援と就労支援／②地域包括支援センターの運営／
③障害福祉サービスにおける就労支援 など

3. 立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

①社会を明るくする運動の推進と再犯防止に関する啓発／②更生保護関係団体等との連携と活動支援／
③情報共有体制の構築と強化 など

市民・地域の役割

市民・地域の役割を以下のように定めます。

■市民と地域の役割(自助・共助)■

【基本目標1】 地域で支え合う仕組みづくり (地域づくり)	<ul style="list-style-type: none">● 日頃のあいさつを積極的に行いましょう。● 困っている人を見かけたら声をかけましょう。● 地域の活動に参加しましょう。● 幅広い世代と積極的に交流しましょう。● 福祉について積極的に学びましょう。
【基本目標2】 相談支援体制と地域福祉の ネットワークを強化する (包括的相談支援、多機関協働)	<ul style="list-style-type: none">● 広報やホームページ等を活用し福祉情報を収集しましょう。● 困っている人がいたら、相談先を教えてあげましょう。● 離れて暮らす家族でも、積極的にコミュニケーションを取りましょう。● 地域の見守り活動に参加しましょう。● 自分だけで解決しようとせず、市役所や専門機関と相談しましょう。
【基本目標3】 安心して暮らせる 地域をつくる	<ul style="list-style-type: none">● 避難場所や避難経路、非常持ち出し品を確認しましょう。● 防災訓練に参加しましょう。● 人権について理解を深めましょう。● 地域での見守り活動に関心を持ちましょう。● ファミリー・サポート・センターの提供会員に参加しましょう。● 「困りごと支え隊」「かせとも」に参加しましょう。
【基本目標4】 自分らしく暮らせる 地域をつくる (参加支援)	<ul style="list-style-type: none">● 健康に関する正しい知識を身に付けましょう。● 生活習慣の改善でより健康な身体づくりを目指しましょう。● 定期健診などで自分の心身について理解を深めましょう。● 一人で悩まず、家族や友人、民生委員・児童委員、相談窓口等に相談してみましょう。● 孤独・孤立の状態にある人のSOSを見逃さないようにしましょう。

第1次

いちき串木野市地域福祉計画

（いちき串木野市重層的支援体制整備事業実施計画）
いちき串木野市成年後見制度利用促進基本計画
いちき串木野市再犯防止推進計画

発行年月日 令和5年3月

発行 いちき串木野市 福祉課
鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1
電話:0996-32-3111
FAX:0996-32-3124
E-MAIL:fukushi@city.ichikikushikino.lg.jp